

PATENT ASSIGNMENT COVER SHEET

Electronic Version v1.1
 Stylesheet Version v1.2

EPAS ID: PAT5631581

SUBMISSION TYPE:	NEW ASSIGNMENT	
NATURE OF CONVEYANCE:	CHANGE OF ADDRESS	
CONVEYING PARTY DATA		
	Name	Execution Date
	KH NEOCHEM CO., LTD.	05/07/2019
RECEIVING PARTY DATA		
Name:	KH NEOCHEM CO., LTD.	
Street Address:	2-3-1, NIHONBASHI-MUROMACHI	
Internal Address:	CHUO-KU	
City:	TOKYO	
State/Country:	JAPAN	
Postal Code:	103-0022	
PROPERTY NUMBERS Total: 7		
Property Type	Number	
Application Number:	14375645	
Application Number:	14896949	
Application Number:	14385353	
Application Number:	15315091	
Application Number:	15315028	
Application Number:	15764715	
Application Number:	15764741	
CORRESPONDENCE DATA		
Fax Number:	(312)474-0448	
<i>Correspondence will be sent to the e-mail address first; if that is unsuccessful, it will be sent using a fax number, if provided; if that is unsuccessful, it will be sent via US Mail.</i>		
Email:	anagelberg@marshallip.com	
Correspondent Name:	MARSHALL, GERSTEIN & BORUN LLP	
Address Line 1:	233 SOUTH WACKER DRIVE	
Address Line 2:	SUITE 6300	
Address Line 4:	CHICAGO, ILLINOIS 60606	
ATTORNEY DOCKET NUMBER:	30945/G1000	
NAME OF SUBMITTER:	AUDREY NAGELBERG	
SIGNATURE:	/Audrey Nagelberg/	

DATE SIGNED:	07/23/2019
Total Attachments: 17 source=Company Certificate#page1.tif source=Company Certificate#page2.tif source=Company Certificate#page3.tif source=Company Certificate#page4.tif source=Company Certificate#page5.tif source=Company Certificate#page6.tif source=Company Certificate#page7.tif source=Company Certificate#page8.tif source=Company Certificate#page9.tif source=Company Certificate#page10.tif source=Company Certificate#page11.tif source=Company Certificate#page12.tif source=Company Certificate#page13.tif source=Company Certificate#page14.tif source=Company Certificate#page15.tif source=Company Certificate#page16.tif source=Company Certificate#page17.tif	

Certificate of full registry records (extract)

2-3-1, Nihonbashi-Muromachi, Chuo-ku, Tokyo Japan

KH Neochem Co., Ltd.

Corporate Reg. No.	0100-01-136966	
Corporate name	<u>(omitted)</u>	Changed on June 1, 2011
		Registered on June 2, 2011
	KH Neochem Co., Ltd.	Changed on April 1, 2012
		Registered on April 2, 2012
Head Office	<u>1-6-5, Nihonbashi-Honcho,</u>	Changed on September 16, 2014
	<u>Chuo-ku, Tokyo</u>	Registered on September 22, 2014
	2-3-1,	Changed on May 7, 2019
	Nihonbashi-Muromachi, Chuo-ku, Tokyo	Registered on May 7, 2019
Method of Public notification	(Omitted)	Changed on June 1, 2011
		Registered on June 2, 2011
	(Omitted)	Changed on June 10, 2016
		Registered on June 10, 2016
The date of establishment of a company	December 8, 2010	
Purpose	(omitted)	

Reference No. ア 119606 * underlined sections indicate deleted items.

1/14

2-3-1, Nihonbashi-Muromachi, Chuo-ku, Tokyo Japan
KH Neochem Co., Ltd.

Items related to corporate auditors	Company with corporate auditors
Items related to board of auditors	Company with board of auditors Established on January 1, 2016 Registered on January 4, 2016
Items related to accounting auditors	Company with accounting auditors Established on June 1, 2011 Registered on June 2, 2011
Items related to registration records	Established Registered on December 8, 2010

This is to certify that above mentioned items are full registry records.

June 21, 2019

Tokyo legal affairs bureau

Register of deeds: Kenzo HANEISHI (seal)

Reference No. ア 119606 * underlined sections indicate deleted items. 14/14

Ayumi Takashita, hereby certify that I translated all the entries above into
English with integrity and accuracy.

VERIFICATION OF TRANSLATION

I, Ayumi TAKASHITA (name)

of c/o NAKAMURA & PARTNERS, 3-1, Marunouchi 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, JAPAN (address)

hereby declare as follows:

1. I am a translator and am familiar with both the English and Japanese languages.
2. I am the translator of the document attached hereto and certify that the following is a true translation of Company Certificate of Registration, the title of which is "Certificate of full registry records," of KH Neochem Co., Ltd. to the best of my knowledge and belief.

Dated this 23 day of July year 2019

Ayumi Takashita

Signature: Ayumi TAKASHITA

NAKAMURA & PARTNERS

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

会社法人等番号	0100-01-136966	
商 号	<u>協和発酵ケミカル株式会社</u>	平成23年 6月 1日変更
		平成23年 6月 2日登記
	KHネオケム株式会社	平成24年 4月 1日変更
		平成24年 4月 2日登記
本 店	<u>東京都中央区日本橋本町一丁目6番5号</u>	平成26年 9月16日移転
		平成26年 9月22日登記
	東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号	令和 1年 5月 7日移転
		令和 1年 5月 7日登記
公告をする方法	<u>東京新聞に掲載する方法により行う</u>	平成23年 6月 1日変更
		平成23年 6月 2日登記
	電子公告とする http://www.khneocem.co.jp/ ただし、事故その他やむを得ない事由によって 電子公告による公告をすることができない場合 は、日本経済新聞に掲載して行う。	平成28年 6月10日変更
		平成28年 6月10日登記
会社成立の年月日	平成22年12月8日	
目 的	(1) エチレン系、プロピレン系製品その他石油化学製品の製造、加工および販売 (2) 前号に関連する各種化学工業品の製造、加工および販売 (3) 医薬品、医薬部外品、試薬類の製造、加工および販売 (4) 食品添加物の製造、加工および販売 (5) アミノ酸樹脂の製造、加工および販売 (6) 高級アルコールの製造、加工および販売 (7) 洗剤原料の製造、加工および販売 (8) 高級アルコール、洗剤原料の製造過程における中間物の製造、加工および販売 (9) 珪素化合物、高純度塩酸等の有機・無機工業薬品の製造、加工および販売 (10) 精密化学品の製造、加工および販売 (11) 天然系原料等を用いた化学製品の製造、加工および販売 (12) 倉庫業 (13) 前各号の事業に関する物品の売買および輸出入	

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

(14) 前各号に付帯関連する一切の事業		
単元株式数	100株	平成28年 6月10日設定
		平成28年 6月10日登記
発行可能株式総数	40万株	平成25年 3月27日変更
		平成25年 4月 5日登記
	1億3620万株	平成28年 6月10日変更
		平成28年 6月10日登記
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 34万500株	平成27年 2月24日変更
		平成27年 2月25日登記
	発行済株式の総数 3405万株	平成28年 6月10日変更
		平成28年 6月10日登記
	発行済株式の総数 3666万4400株	平成28年10月11日変更
		平成28年10月11日登記
	発行済株式の総数 3671万4400株	平成28年11月 8日変更
		平成28年11月 9日登記
	発行済株式の総数 3674万9400株	平成28年11月30日変更
		平成28年12月 1日登記
	発行済株式の総数 3675万9400株	平成29年10月 2日変更
		平成29年10月 4日登記
	発行済株式の総数 3677万9400株	平成29年10月17日変更
		平成29年10月24日登記
	発行済株式の総数 3679万9400株	平成29年10月18日変更
		平成29年10月24日登記
	発行済株式の総数 3681万9400株	平成29年10月19日変更
		平成29年10月24日登記

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

	発行済株式の総数 <u>3684万9400株</u>	平成29年11月30日変更
		平成29年12月 1日登記
	発行済株式の総数 <u>3685万9400株</u>	平成30年 6月30日変更
		平成30年 7月 5日登記
	発行済株式の総数 <u>3686万9400株</u>	平成30年10月31日変更
		平成30年11月 6日登記
	発行済株式の総数 <u>3694万9400株</u>	平成30年11月30日変更
		平成30年12月 4日登記
	株券を発行する旨の定め	
	当会社の株式については、株券を発行する。	
資本金の額	平成28年 6月10日廃止 平成28年 6月10日登記	
	<u>金70億1375万円</u>	平成27年11月30日変更
		平成27年12月 1日登記
	<u>金87億2207万7392円</u>	平成28年10月11日変更
		平成28年10月11日登記
	<u>金87億3582万7392円</u>	平成28年11月 8日変更
		平成28年11月 9日登記
	<u>金87億4545万2392円</u>	平成28年11月30日変更
		平成28年12月 1日登記
	<u>金87億4820万2392円</u>	平成29年10月 2日変更
		平成29年10月 4日登記
	<u>金87億5370万2392円</u>	平成29年10月17日変更
		平成29年10月24日登記
	<u>金87億5920万2392円</u>	平成29年10月18日変更
		平成29年10月24日登記

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

	<u>金87億6470万2392円</u>	平成29年10月19日変更
		平成29年10月24日登記
	<u>金87億7295万2392円</u>	平成29年11月30日変更
		平成29年12月 1日登記
	<u>金87億7570万2392円</u>	平成30年 6月30日変更
		平成30年 7月 5日登記
	<u>金87億7845万2392円</u>	平成30年10月31日変更
		平成30年11月 6日登記
	<u>金88億45万2392円</u>	平成30年11月30日変更
		平成30年12月 4日登記
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式の譲渡または取得については、株主または取得者は取締役会の承認を受けなければならない。 当会社の株式に関して担保権を有する者が担保権を実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）した結果として当該株式の譲渡が行われる場合は、かかる承認をしたものとみなす。	
	平成28年 6月10日廃止	平成28年 6月10日登記
株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部 平成28年 6月10日設置	
役員に関する事項	<u>取締役</u> <u>馬 上 英 実</u> <u>(社外取締役)</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 1日登記
		平成27年12月31日辞任
		平成28年 1月 4日登記

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

	取締役	原 島 克	平成27年 3月26日重任
	(社外取締役)		平成27年 4月 1日登記
	取締役	原 島 克	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
	取締役	原 島 克	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
	取締役	原 島 克	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	原 島 克	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
			平成31年 3月26日退任
			平成31年 4月 4日登記
	取締役	佐 藤 一 哉	平成27年 3月26日重任
			平成27年 4月 1日登記
	取締役	佐 藤 一 哉	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
取締役	佐 藤 一 哉	平成28年 6月10日重任	
		平成28年 6月10日登記	
取締役	佐 藤 一 哉	平成29年 3月24日重任	
		平成29年 4月 5日登記	
		平成29年11月30日辞任	
		平成29年12月 1日登記	
取締役	末 澤 二 朗	平成27年 3月26日重任	
		平成27年 4月 1日登記	
		平成28年 3月25日退任	
		平成28年 3月29日登記	

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

	取締役	<u>高橋理夫</u>	平成27年 3月26日重任
			平成27年 4月 1日登記
			平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
			平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
			平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	<u>高橋理夫</u>	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
	取締役	<u>高橋理夫</u>	平成31年 3月26日重任
			平成31年 4月 4日登記
	取締役	<u>松岡俊博</u>	平成27年 3月26日重任
			平成27年 4月 1日登記
			平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
			平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
			平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	<u>松岡俊博</u>	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
	取締役	<u>松岡俊博</u>	平成31年 3月26日重任
			平成31年 4月 4日登記

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

	取締役	<u>浅井 恵一</u>	平成27年 3月26日重任
			平成27年 4月 1日登記
		<u>浅井 恵一</u>	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
		<u>浅井 恵一</u>	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
		<u>浅井 恵一</u>	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	取締役	<u>浅井 恵一</u>	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
		<u>浅井 恵一</u>	平成31年 3月26日退任
			平成31年 4月 4日登記
		平井 謙一	平成28年 1月 1日就任
			平成28年 1月 4日登記
		平井 謙一	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
	取締役	平井 謙一	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
		平井 謙一	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
		平井 謙一	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
		平井 謙一	平成31年 3月26日重任
			平成31年 4月 4日登記

	<u>取締役</u>	<u>藤 瀬 學</u>	平成28年 1月 1日就任
			平成28年 1月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 瀬 學</u>	平成28年 3月25日重任
			平成28年 3月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 瀬 學</u>	平成28年 6月10日重任
			平成28年 6月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 瀬 學</u>	平成29年 3月24日重任
			平成29年 4月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 瀬 學</u>	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>藤 瀬 學</u>	平成31年 3月26日重任
			平成31年 4月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>新 谷 竜 郎</u>	平成29年 3月24日就任
			平成29年 4月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>新 谷 竜 郎</u>	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>新 谷 竜 郎</u>	平成31年 3月26日重任
			平成31年 4月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>永 田 光 博</u>	平成29年 3月24日就任
			平成29年 4月 5日登記
	<u>取締役</u>	<u>永 田 光 博</u>	平成30年 3月27日重任
			平成30年 4月10日登記
	<u>取締役</u>	<u>永 田 光 博</u>	平成31年 3月26日退任
			平成31年 4月 4日登記
	<u>取締役</u>	<u>磯 貝 幸 宏</u>	平成31年 3月26日就任
			平成31年 4月 4日登記

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

	取締役 茨城小夜子（宮入小夜子）	平成31年 3月26日就任
		平成31年 4月 4日登記
	<u>東京都港区白金台三丁目4番8-210号</u> 代表取締役 <u>浅井 恵一</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 1日登記
	<u>東京都港区白金台三丁目4番8-210号</u> 代表取締役 <u>浅井 恵一</u>	平成28年 3月25日重任
		平成28年 3月29日登記
	<u>東京都港区白金台三丁目4番8-210号</u> 代表取締役 <u>浅井 恵一</u>	平成28年 6月10日重任
		平成28年 6月10日登記
	<u>東京都港区白金台三丁目4番8-210号</u> 代表取締役 <u>浅井 恵一</u>	平成29年 3月24日重任
		平成29年 4月 5日登記
	<u>東京都港区白金台三丁目4番8-210号</u> 代表取締役 <u>浅井 恵一</u>	平成30年 3月27日重任
		平成30年 4月10日登記
		平成31年 3月26日退任
		平成31年 4月 4日登記
	<u>東京都江東区三好四丁目3番5-306号</u> 代表取締役 <u>高橋 理夫</u>	平成31年 3月26日就任
		平成31年 4月 4日登記
	<u>監査役</u> <u>守 谷 治</u> <u>（社外監査役）</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 1日登記
		平成28年 3月25日辞任
		平成28年 3月29日登記
	<u>監査役</u> <u>浅野 靖成</u> <u>（社外監査役）</u>	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 1日登記
		平成27年12月31日辞任
		平成28年 1月 4日登記

	<u>監査役</u> 岩 田 弘 高	平成28年 1月 1日就任
		平成28年 1月 4日登記
	<u>監査役</u> 岩 田 弘 高	平成28年 6月10日重任
		平成28年 6月10日登記
		平成29年 3月24日辞任
		平成29年 4月 5日登記
	<u>監査役</u> 稲 垣 敦 夫 (社外監査役)	平成28年 1月 1日就任
		平成28年 1月 4日登記
		平成28年 6月10日重任
		平成28年 6月10日登記
	<u>監査役</u> 伊 藤 健 二 (社外監査役)	平成28年 3月25日就任
		平成28年 3月29日登記
		平成28年 6月10日重任
		平成28年 6月10日登記
	<u>監査役</u> 大 戸 徳 男	平成29年 3月24日就任
		平成29年 4月 5日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任監査法人トーマツ	平成27年 3月26日重任
		平成27年 4月 1日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任監査法人トーマツ	平成28年 3月25日重任
		平成28年 3月29日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任監査法人トーマツ	平成29年 3月24日重任
		平成29年 4月 5日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任監査法人トーマツ	平成30年 3月27日重任
		平成30年 4月10日登記
	<u>会計監査人</u> 有限責任監査法人トーマツ	平成31年 3月26日重任
		平成31年 4月 4日登記

取締役等の会社に対する責任の免除に関する規定	当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。		
非業務執行取締役等の会社に対する責任の制限に関する規定	当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。		
	当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。 平成28年 6月10日変更 平成28年 6月10日登記		
新株予約権	第1回新株予約権 新株予約権の数 <u>5,500個</u> <u>4,850個</u>	平成28年 5月25日変更 平成28年11月 8日変更 平成28年11月30日変更 平成29年10月 2日変更 平成29年10月17日変更 平成29年10月18日変更 平成29年10月19日変更 平成29年11月30日変更 平成30年 6月30日変更 平成30年10月31日変更	平成28年 6月10日登記 平成28年11月 9日登記 平成28年12月 1日登記 平成29年10月 4日登記 平成29年10月24日登記 平成29年10月24日登記 平成29年10月24日登記 平成29年12月 1日登記 平成30年 7月 5日登記 平成30年11月 6日登記

2000個

平成30年11月30日変更 平成30年12月4日登記

新株予約権の目的たる株式の種類及び数又はその算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は1株とする。

なお、当会社が当会社普通株式につき株式の分割（無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合には、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により対象株式数を調整するものとする。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

その他、対象株式数を変更することが適切な場合は、当会社は取締役会決議により、必要と認める調整を行うことができるものとする。

新株予約権の目的である株式の種類は当会社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」という。）は100株とする。

なお、当会社が当会社普通株式につき株式の分割（無償割当てを含む。以下同じ。）又は株式の併合を行う場合には、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により対象株式数を調整するものとする。但し、この調整は、当該調整の時点で発行又は行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行うものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

その他、対象株式数を変更することが適切な場合は、当会社は取締役会決議により、必要と認める調整を行うことができるものとする。

平成28年6月10日変更 平成28年6月10日登記

募集新株予約権の払込金額若しくはその算定方法又は払込を要しないとする旨募集新株予約権につき金銭の払込みを要しないこととする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、金55,000円とする。

なお、当会社が当会社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとする。

調整後 1
＝ 調整前 ×
行使価額 行使価額 分割・併合の比率

その他、行使価額を変更することが適切な場合は、当会社は取締役会決議により、必要と認める調整を行うことができるものとする。

調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して出資される財産の株式100株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に対象株式数を乗じて得られる価額とする。

行使価額は、金55,000円とする。

	なお、当会社が当会社普通株式につき株式の分割又は株式の併合を行う場合には、株式の分割については株式の分割に係る基準日の翌日（基準日を定めないときはその効力発生日）以降、株式の併合については株式の併合の効力発生の時をもって、次の算式により行使価額を調整するものとする。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$ その他、行使価額を変更することが適切な場合は、当会社は取締役会決議により、必要と認める調整を行うことができるものとする。 調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。 平成28年 6月10日変更 平成28年 6月10日登記 新株予約権を行使することができる期間 平成27年2月25日から平成32年7月31日までとする。 新株予約権の行使の条件 (1) 新株予約権の行使時において、新株予約権者が当会社の取締役の地位にあることを要するものとする。但し、新株予約権者が、当会社の取締役の地位を有しなくなった時点までに、在任中著しく当会社の業績への貢献があったとして当会社が認める場合等正当な理由があるとして当会社の取締役会が個別に承認した場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が死亡した場合には、新株予約権は、相続されないものとする。 (3) 新株予約権者は、一度の手續において当該新株予約権者が保有する新株予約権の全部又は一部を行使することができるものとする。但し、1個の新株予約権の一部について行使することはできないものとする。 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件 (1) (a) (ア) 合併（当会社が消滅会社となる場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当会社が分割会社となる場合に限る。）、若しくは株式交換若しくは株式移転（それぞれ当会社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して、以下「本組織再編行為」という。）に関する契約若しくは計画、(イ) 新株予約権の目的である種類の株式について当会社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更、若しくは(ウ) 新株予約権の目的である種類の株式の併合につき、当該議案が当会社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当会社取締役会決議がなされた場合）、又は、 (b) 当会社を対象会社とする株式売渡請求が当会社取締役会で承認された場合には、当会社は、当会社の取締役会が別途定める日をもって、新株予約権の全てを無償で取得することができるものとする。 (2) 当会社は、新株予約権者が新株予約権の権利行使をする前に上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使することができなくなった場合には、当会社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権者の新株予約権の全てを無償で取得することができるものとする。 平成27年 2月24日発行 平成27年 2月25日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社

東京都中央区日本橋室町二丁目3番1号
KHネオケム株式会社

監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社
監査役会設置会社に関する事項	監査役会設置会社 平成28年 1月 1日設定 平成28年 1月 4日登記
会計監査人設置会社に関する事項	会計監査人設置会社 平成23年 6月 1日設定 平成23年 6月 2日登記
登記記録に関する事項	設立 平成22年12月 8日登記

これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 元年 6月21日

東京法務局
登記官

羽 石 研 造



整理番号 ア119606

* 下線のあるものは抹消事項であることを示す

PATENT

14/14

RECORDED: 07/23/2019

REEL: 049838 FRAME: 0088